

報告第 1 1 号

専決処分の報告について（久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第188号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 5 年 8 月 3 0 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和5年8月16日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。